

第123回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月21日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE 4階 HALL & CONFERENCE

目次

第123回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 定款一部変更の件	6
第2号議案 取締役6名選任の件	8
第3号議案 監査役1名選任の件	14
添付書類	
事業報告	16
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告書	44

株式会社ヤマタネ

証券コード：9305

企業理念

信は万事の本を為す

この言葉はヤマタネグループの創業者である故山崎種二が「人の信用を得ることがすべての基本」との想いから信奉していたものであり、現在ではヤマタネグループの企業理念となっています。いかなる時代になろうとも、人と人との関係、仕事先との関係、そして国際外交の原則など、「信は万事の本を為す」は、あらゆる面で通じる言葉です。創業以来の企業理念を誠実に守りながら、新しい時代が求める企業へ、新しいステージへと、ヤマタネは常に、着実に階段を昇り続けてまいります。

経営理念 (山種経営三原則)

分に応じた経営 積み上げ主義 予算経営

ヤマタネグループでは、分をわきまえ、ひとつずつ信頼を積み上げながら、先を見据えた経営を進めていくための心構えとして、「分に応じた経営」「積み上げ主義」「予算経営」の三つの原則を経営理念として掲げています。

コーポレートメッセージ

「続く」を支える。

いままでずっと、続いてきた。これからもずっと、続いていく。

「続く」こと、それは当たり前に見えるかもしれませんが。

ただ、私たちは知っています。続けることの難しさを。その裏にある“想い”を。

だから、私たちは今日のお客様のご依頼に応え、明日の理想を共に考えます。

お客様が企業としての成長を目指し、安心して事業を続けられるように、

そして、社会に実りが少しでも増え続けるように。

私たちはいかなる時もパートナーとして、信頼の絆を深め、

プロフェッショナルとして、常に最適な“解”を提供し続けます。

それこそがヤマタネの存在意義であり、期待され、求められる、私たちのあり方です。

お客様と社会と共に一歩、前へ、先へ、まっすぐに歩み続けます。

ヤマタネは、あなたの「続く」を支えます。

(証券コード 9305)
2022年6月3日

株 主 各 位

東京都江東区越中島一丁目2番21号

株式会社ヤマタネ

代表取締役社長 山崎 元 裕

第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面又はインターネット等により議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内をご参照のうえ2022年6月20日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、よろしければ会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE 4階 HALL & CONFERENCE
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第123期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第123期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~

◎ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yamatane.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告の作成に際して監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yamatane.co.jp/>）に掲載させていただきます。

#### 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染・発症の情報が複数報道されておりますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。又、株主総会会場において、運営スタッフのマスク着用での対応、アルコール消毒液の噴霧について株主様へのお声掛けなどの措置を講じる場合がありますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

# 議決権行使のご案内

## 株主総会にご出席いただく場合



### ■ 株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

**開催日時** 2022年6月21日（火曜日）午前10時

## 株主総会にご出席いただけない場合



### ■ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

**行使期限** 2022年6月20日（月曜日）午後5時30分まで



### ■ 「スマート行使」による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

**行使期限** 2022年6月20日（月曜日）午後5時30分まで

### ■ インターネット等による議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社が指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、後記株主総会参考書類又は議決権行使ウェブサイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2022年6月20日（月曜日）午後5時30分まで

### 議決権電子行使プラットフォームについて

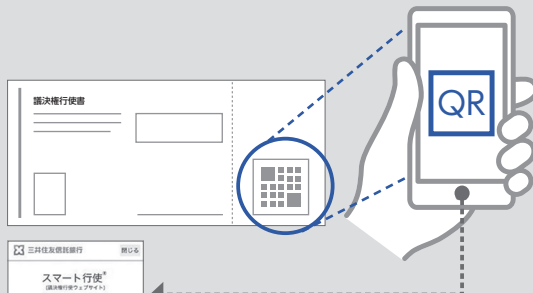
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



# 「スマート行使」による ご行使

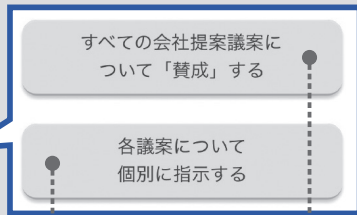
## 1 スマートフォン用 議決権行使ウェブサイトへアクセス

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。  
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



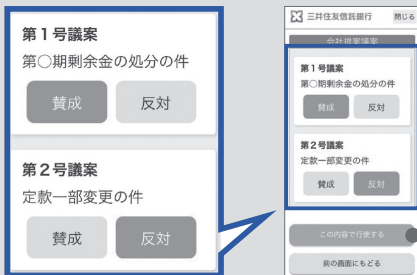
## 2 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。



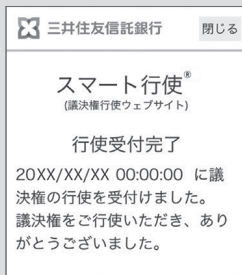
### 各議案について個別に指示する場合

## 3 画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



### すべての会社提案議案について「賛成」する場合

## 4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



### 【議決権再行使のお手続き方法について】

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。



## パソコン・スマートフォン によるアクセス手順

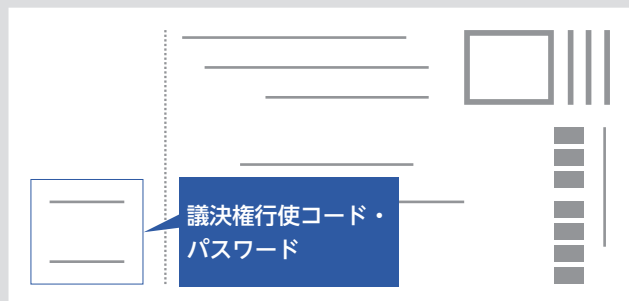
### 議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して  
右の「QRコード」を読み取り、議決権行使  
サイトに接続することも可能です。



※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につき  
ましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。



議決権行使コード・  
パスワード

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス (次へすむをクリック)

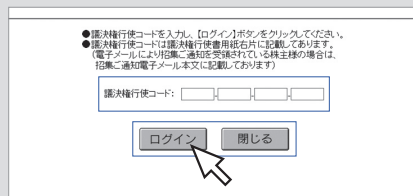
- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みください。ご  
たけまる方は【次へすむ】ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。



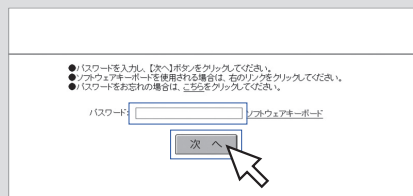
<その他のご案内>

- 招集ご通知等の電子配信ご利用のお届出の確定手続きはご自身をクリックしてください。
- 招集ご通知の電子配信を行っている銘柄をご所有の方で、すでにご登録いただいているメールアドレスなどの変更・電  
の中止を希望される方は、ご自身をクリックしてください。
- 住所変更や単元未満株式の買取請求などの用紙送付のご依頼はご自身をクリックしてください。

## 2 ログインする (議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」 を入力し「ログイン」をクリック)



## 3 パスワードの入力 (議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入 力し「次へ」をクリック)



## 4 以降は画面の入力案内に従って賛否 をご入力ください。

### ! ご注意事項

- インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。
- 書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、最後に到着したものを有効な  
議決権行使としてお取扱いいたします。なお、双方が同日に到着した場合はインターネット等による議決権行使を有効  
なものとしてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様  
のご負担となります。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。



## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                  | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>                                                                                                                     |
| <p>第16条<br/>} (条文省略)<br/>第40条</p>                                                                                                                                            | <p>第16条<br/>} (現行どおり)<br/>第40条</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                  | <p>附則</p> <p>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                    |          | 当社における地位及び担当                   | 取締役会への出席状況           |
|-------|-----------------------|----------|--------------------------------|----------------------|
| 1     | やまざき<br>山崎 もとひろ<br>元裕 | 再任       | 代表取締役社長（兼執行役員）                 | 100 %<br>(14回中14回出席) |
| 2     | つのだ<br>角田 たつや<br>達也   | 再任       | 代表取締役副社長（兼執行役員）<br>管理・不動産・情報担当 | 100 %<br>(14回中14回出席) |
| 3     | すずき<br>鈴木 やすみち<br>康道  | 再任       | 代表取締役副社長（兼執行役員）<br>物流・食品担当     | 100 %<br>(14回中14回出席) |
| 4     | おか<br>岡 のぶひろ<br>伸浩    | 再任 社外 独立 | 取締役                            | 100 %<br>(14回中14回出席) |
| 5     | にへい<br>仁瓶 しんぺい<br>眞平  | 再任 社外 独立 | 取締役                            | 100 %<br>(14回中14回出席) |
| 6     | まつもと<br>松本 ひろゆき<br>裕之 | 再任 社外 独立 | 取締役                            | 100 %<br>(14回中14回出席) |

**社外** は社外取締役候補者を示します。

**独立** は独立役員を示します。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | <p style="text-align: center;">やま ぎき もと ひろ<br/>山 崎 元 裕</p> <p><b>再任</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生年月日<br/>1963年 4 月 9 日生</li> <li>●所有する当社の株式の数<br/>466,561株</li> </ul> | <p>1988年 4 月 当社入社<br/>1998年 1 月 当社食品本部長<br/>1998年 6 月 当社取締役食品本部長<br/>2003年 6 月 当社取締役<br/>2005年10月 当社取締役物流本部関西支店長<br/>2007年 4 月 当社取締役食品本部長<br/>2008年 4 月 当社常務取締役食品本部長<br/>2012年 4 月 当社常務取締役管理本部長<br/>2012年 6 月 当社代表取締役専務取締役管理本部長 不動産事業部・文化事業部担当<br/>2013年 4 月 当社代表取締役社長<br/>2021年 6 月 当社代表取締役社長（兼執行役員）（現在）</p> <p>[取締役候補者とした理由]<br/>山崎元裕氏は、各部門を経験した後、食品及び管理部門の部門長を歴任し、現在は代表取締役社長として当社の経営を担っております。経営に対する熱意と見識を持ち、リーダーシップを発揮し、その職責を十分に果たしていることから、取締役候補者いたしました。</p>                                                           |
| 2     | <p style="text-align: center;">つの だ たつ や<br/>角 田 達 也</p> <p><b>再任</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生年月日<br/>1956年 3 月 2 日生</li> <li>●所有する当社の株式の数<br/>18,248株</li> </ul>    | <p>1980年 4 月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行<br/>1998年 4 月 同行秘書役<br/>1999年 4 月 同行日本橋支店長<br/>2001年 4 月 同行三鷹法人営業部長<br/>2002年10月 当社経営企画室長<br/>2006年 4 月 当社経営企画部長<br/>2006年 6 月 当社取締役経営企画部長<br/>2007年 4 月 当社取締役管理本部経営企画部長<br/>2013年 4 月 当社常務取締役管理本部長 不動産事業部・文化事業部担当<br/>2016年 4 月 当社代表取締役専務取締役管理本部長 不動産事業部・文化事業部担当<br/>2020年 4 月 当社代表取締役副社長管理本部長 不動産事業部・文化事業部担当<br/>2021年 6 月 当社代表取締役副社長（兼執行役員）管理・不動産・情報担当（現在）</p> <p>[取締役候補者とした理由]<br/>角田達也氏は、金融機関で培った豊富な知識と経験を当社管理部門で活かし、現在は代表取締役副社長として経営全般に対する的確な管理・監督を行っていることから、取締役候補者いたしました。</p> |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3         | <p style="text-align: center;">すず き やす みち<br/>鈴 木 康 道</p> <p><b>再任</b></p> <p>●生年月日<br/>1955年12月25日生</p> <p>●所有する当社の株式の数<br/>13,235株</p>                | <p>1979年 4月 当社入社<br/>2003年 6月 当社食品本部営業第一部長<br/>2006年 4月 当社食品本部米穀部長兼貿易部長<br/>2007年 4月 当社食品本部日本橋支店長<br/>2008年 7月 当社管理本部総務部長<br/>2012年 4月 当社食品本部長<br/>2012年 6月 当社取締役食品本部長<br/>2014年 4月 当社取締役管理本部総務部長<br/>2016年 4月 当社常務取締役食品本部長<br/>2018年 6月 当社代表取締役専務取締役食品本部長<br/>2020年 4月 当社代表取締役副社長 物流本部・食品本部担当<br/>2021年 6月 当社代表取締役副社長（兼執行役員）物流・食品担当（現在）</p> <p>[取締役候補者とした理由]<br/>鈴木康道氏は、物流、食品及び管理部門の経験を有し、現在は代表取締役副社長を務めております。物流部門及び食品部門を統括し、経営全般に対する管理・監督を行っていることから、取締役候補者となりました。</p>                                                                                                                                         |
| 4         | <p style="text-align: center;">おか のぶ ひろ<br/>岡 伸 浩</p> <p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p> <p>●生年月日<br/>1963年 4月 5日生</p> <p>●所有する当社の株式の数<br/>4,433株</p> | <p>1993年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）<br/>梶谷綜合法律事務所入所<br/>1997年 4月 竹川・岡法律事務所設立<br/>2004年10月 竹川・岡・吉野法律事務所設立<br/>2012年 4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授（現在）<br/>2013年10月 岡綜合法律事務所設立（代表）（現在）<br/>2015年 6月 当社取締役（現在）<br/>2019年 3月 博士（法学・中央大学）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>岡綜合法律事務所代表<br/>慶應義塾大学大学院法務研究科教授<br/>中央大学大学院戦略経営研究科兼任講師<br/>花王株式会社社外監査役<br/>花王グループカスタマーマーケティング株式会社監査役</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]<br/>岡伸浩氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しており、当社の経営全般に対する監督及び助言やコーポレート・ガバナンスの向上のための助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいていることから、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p> |

| 候補者番号                                                                                                                                                   | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5                                                                                                                                                       | <p style="text-align: center;">に へい しん ぺい<br/>仁 瓶 眞 平</p> <p>● 再任 社外 独立</p> <p>● 生年月日<br/>1947年 9 月16日生</p> <p>● 所有する当社の株式の数<br/>1,900株</p> | <p>1970年 4 月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行</p> <p>1998年 6 月 同行取締役新宿西口支店長</p> <p>1999年 6 月 同行執行役員</p> <p>2001年 1 月 同行常務執行役員</p> <p>2001年 4 月 株式会社三井住友銀行常務執行役員</p> <p>2003年 6 月 株式会社クオーク（現SMBCファイナンスサービス株式会社）代表取締役社長</p> <p>2009年 4 月 株式会社セディナ（現SMBCファイナンスサービス株式会社）取締役副社長</p> <p>2011年 7 月 同社顧問</p> <p>2012年 6 月 ハウス食品株式会社（現ハウス食品グループ本社株式会社）社外監査役</p> <p>2016年 5 月 株式会社エンチャー顧問</p> <p>2016年 6 月 同社社外取締役（現在）</p> <p>2019年 6 月 当社取締役（現在）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>株式会社エンチャー社外取締役</p> |
| <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>仁瓶眞平氏は、経営者として金融機関で培った豊富な経験と経営に関する高い見識を有しております。当社の経営全般に対する監督及び助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6                                                                                                                                                        | <p style="text-align: center;">まつ もと ひろ ゆき<br/>松 本 裕 之</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>●生年月日<br/>1957年 5 月16日生</p> <p>●所有する当社の株式の数<br/>714株</p> | <p>1982年 4 月 三井物産株式会社入社</p> <p>1997年 4 月 General Manager, Produce &amp; Provisions Div.,<br/>Mitsui &amp; Co.(Hong Kong) Ltd., and CEO &amp;<br/>Managing Director, MBK Central Co(HK),. Ltd.</p> <p>2000年 4 月 三井物産株式会社穀物油脂部米麦室長</p> <p>2003年 4 月 株式会社物産ライス代表取締役社長</p> <p>2006年 4 月 三井物産株式会社西日本食料部長<br/>兼甲南埠頭株式会社取締役</p> <p>2011年 4 月 三井物産株式会社穀物油脂部長<br/>兼輸入食糧協議会会長<br/>兼東邦物産株式会社取締役<br/>兼知多埠頭株式会社取締役</p> <p>2013年 4 月 三井食品株式会社取締役副社長</p> <p>2015年 4 月 三井物産株式会社食糧本部参与</p> <p>2015年10月 一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協<br/>議会常任理事</p> <p>2016年10月 同協議会専務理事</p> <p>2020年 6 月 当社取締役（現在）</p> |
| <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>松本裕之氏は、大手商社等で培った豊富な国際経験と食品・物流に関する専門知識を有しております。当社の経営全般に対する監督及び助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡伸浩氏及び仁瓶眞平氏並びに松本裕之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岡伸浩氏及び仁瓶眞平氏の兼職先である各会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 岡伸浩氏及び仁瓶眞平氏並びに松本裕之氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、原案どおり再選された場合、引続き独立役員となる予定であります。
5. 岡伸浩氏は、2015年6月24日開催の第116回定時株主総会で当社取締役に選任されており、就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって7年となります。仁瓶眞平氏は、2019年6月26日開催の第120回定時株主総会で当社取締役に選任されており、就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって3年となります。松本裕之氏は、2020年6月24日開催の第121回定時株主総会で当社取締役に選任されており、就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって2年となります。
6. 当社は、会社法第427条第1項及び定款第25条の規定に基づき、岡伸浩氏及び仁瓶眞平氏並びに松本裕之氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しており、原案どおり再選された場合には、引続き本契約を締結する予定であります。
7. 当社は、当社及び一部を除く連結子会社の取締役・監査役・執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2022年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役馬場敏行氏は本年3月31日をもって辞任されましたので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                    | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いっ ぼう し ゆう じ<br>一 法 師 裕 二<br>● 生年月日<br>1957年 7 月26日生<br>● 所有する当社の株式の数<br>5,597株 | 1981年 4 月 当社入社<br>2007年 4 月 当社情報本部ストックテイ君営業部長<br>2014年 4 月 当社ストックテイ君事業部長<br>2017年 6 月 ソリューション・ラボ・東京株式会社（現株式会社<br>ヤマタネシステムソリューションズ）代表取締役社<br>長<br>2021年 6 月 当社執行役員 特命担当（現在） |

#### 【監査役候補者とした理由】

一法師裕二氏は、情報部門の営業を長く経験し、現在は執行役員特命担当を務めております。業務執行について豊富な知識と経験を有しており、監査役として適任であると判断し、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社及び一部を除く連結子会社の取締役・監査役・執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、候補者が監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、候補者の任期途中である2022年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。



## 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社では、コーポレートガバナンスに関する基本方針において、取締役会の構成や役員の指名方針について定めております。

取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務執行の監督を行うため、豊富な業務経験を有している業務執行取締役と独立性を有し客観性を持つ独立社外取締役により、適切な意思決定や監督ができる体制としております。

取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者としております。業務執行取締役は、会社の業態をよく理解するとともに豊富な業務経験を有し、取締役会の構成員として、会社の重要な業務執行を決定するのに十分な判断力を有している者としております。独立社外取締役は、企業経営、リスク管理、法令遵守、財務・会計等のいずれかの分野において高い見識や豊富な経験を有し、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者としております。

監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、必要な財務・会計及び法務に関する知識を有する者としております。

当社の経営戦略に照らして、取締役及び監査役として必要なスキルは、企業経営、営業、事業戦略・M&A、財務・会計、人事・人材育成、ESG・サステナビリティ、法務・リスク管理、事業革新・DXと考えております。第2号議案及び第3号議案が原案のとおり承認された場合における各取締役及び各監査役の知識・経験を有する分野は以下のとおりです。

### <スキル・マトリックス>

| 氏名               | 知識・経験を有する分野 |    |          |       |         |              |          |         | 属性         |      | 知識・経験を有する分野に○を付けた主な理由                  |
|------------------|-------------|----|----------|-------|---------|--------------|----------|---------|------------|------|----------------------------------------|
|                  | 企業経営        | 営業 | 事業戦略・M&A | 財務・会計 | 人事・人材育成 | ESG・サステナビリティ | 法務・リスク管理 | 事業革新・DX | 指名・報酬諮問委員会 | 独立役員 |                                        |
| 山崎元裕<br>代表取締役社長  | ○           | ○  | ○        |       | ○       | ○            | ○        | ○       | ○<br>委員    |      | ・当社物流部門・食品部門・管理部門担当役員の経験               |
| 角田達也<br>代表取締役副社長 | ○           |    | ○        | ○     | ○       | ○            | ○        |         |            |      | ・当社管理部門担当役員の経験<br>・大手金融機関の出身者          |
| 鈴木康道<br>代表取締役副社長 | ○           | ○  | ○        |       | ○       | ○            |          |         |            |      | ・当社物流部門・食品部門・管理部門担当役員の経験               |
| 岡伸浩<br>社外取締役     |             |    | ○        |       | ○       | ○            | ○        |         | ○<br>委員長   | ○    | ・弁護士<br>・慶應義塾大学法科大学院法務研究科教授            |
| 仁瓶眞平<br>社外取締役    | ○           | ○  | ○        | ○     | ○       |              |          |         | ○<br>委員    | ○    | ・大手金融機関経営者の経験                          |
| 松本裕之<br>社外取締役    | ○           | ○  | ○        |       | ○       |              |          |         | ○<br>委員    | ○    | ・大手商社食品部門部長の経験（海外を含む）<br>・大手食品会社経営者の経験 |
| 土屋修<br>常勤監査役     | ○           |    |          | ○     |         |              |          |         |            |      | ・当社経理部門担当役員の経験                         |
| 一法師裕二<br>常勤監査役   | ○           | ○  | ○        |       | ○       | ○            | ○        |         |            |      | ・当社情報子会社代表取締役社長の経験                     |
| 内藤潤<br>社外監査役     |             |    | ○        |       | ○       | ○            | ○        |         |            |      | ・弁護士                                   |
| 太田律子<br>社外監査役    |             |    |          | ○     | ○       | ○            | ○        |         | ○<br>委員    | ○    | ・税理士<br>・東京国税局部長の経験                    |

(注) 本マトリックスは各氏の有するすべての知識・経験を表すものではありません。

以上

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

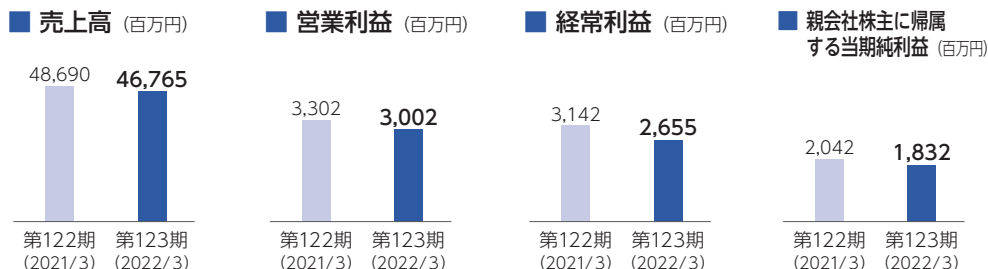
### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が長引く中で、感染対策を進めながら経済社会活動の正常化が図られていくことにより、景気の持ち直しの動きが見られました。一方で、2月以降はウクライナ情勢等の影響により原材料価格の上昇等による景気の下振れリスクをかかえ、先行きは極めて不透明な状況となりました。

このような状況下におきまして、当期の連結業績は、食品部門では新型コロナウイルス流行の影響を受けて外食需要が減少し、販売競争の激化や販売価格の下落を招き、販売差益の減少や棚卸資産評価損の計上等により厳しい業績となりました。不動産部門は再開発物件の開業等により堅調な業績となり、物流部門では国内物流が堅調であったことに加え、海外引越等の国際物流も回復基調となりました。売上高は、食品部門の業績の影響により業績計画を下回ったものの、営業利益は業績計画どおりとなりました。経常利益は「SDGs推進融資」のシンジケートローン手数料を計上したこともあり計画を下回りましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益の計上もあり計画を上回りました。一方、前期比においては、不動産部門は堅調な業績でしたが、食品部門は低調な結果となり、物流部門では印西アーカイブズセンター稼働に伴う減価償却費の計上もあり、売上高、利益ともに前期を下回ることとなりました。なお、当連結会計年度の期首より収益認識会計基準等を適用しており、以下の経営成績に関する説明の売上高については、増減額及び前年同期比（％）を記載せず説明しております。

この結果、売上高は467億65百万円（前期は486億90百万円）となり、営業利益は30億2百万円（前期比9.1％減）、経常利益は26億55百万円（同15.5％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は18億32百万円（同10.3％減）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は13億62百万円減少しております。



[部門別営業の状況]

物流部門

物流業界におきましては、新型コロナウイルス流行の影響はありましたが、総じて復調傾向となり、国内貨物の総輸送量は消費関連、生産関連貨物を中心に増加いたしました。また、国際貨物の総輸送量も輸出入ともに増加いたしました。

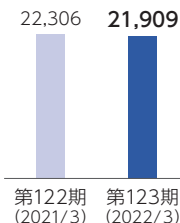
このような状況下で、物流部門におきましては、国内物流では、新型コロナウイルス流行の影響により業務用飲料等の荷動きは引き続き低調となり、また、巣ごもり需要が一巡したため家電製品等の荷動きも減少しましたが、新規顧客の獲得に加え、作業費用や運送費用の削減等採算向上に努めました。国際物流では、海外引越を中心に取扱い案件は回復傾向にあり前期を上回って推移いたしました。また物流不動産では新規顧客の獲得により稼働率は向上いたしました。この結果、物流部門では売上高は219億9百万円（前期は223億6百万円）となり、営業利益は印西アーカイブズセンター稼働による減価償却費の計上があり23億60百万円（前期比3.4%減）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は5億89百万円減少しております。

食品部門

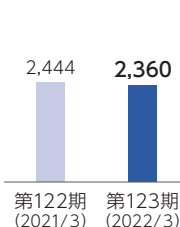
コメ流通業界におきましては、新型コロナウイルス流行の影響による外食需要の減少により令和2年産米の在庫が積み上がる状況となり、このため、米穀卸売業者間では販売競争が激化し、販売価格が下落する状況となりました。また、令和3年産米についても、その影響が続き取引価格が下落いたしました。

このような状況下で、食品部門におきましては、外食や事業所給食向けの販売が減少し、さらに量販店向けの販売競争激化の影響もあり精米販売は56千玄米トン（前期比7.5%減）となりました。一方で玄米販売については、一般小売店や他卸売業者が令和3年産米の取引価格の下落を受けて調達を積極的に行ったこと等により22千玄米トン（同49.0%増）となり、総販売数量は78千玄米トン（同3.5%増）となりました。この結果、売上高は195億58百万円（前期は214億84百万円）となりました。営業利益は販売価格の下落により令和2年産米の棚卸資産評価損の計上をしたこともあり、1億43百万円の損失（前期は3億3百万円の利益）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は5億45百万円減少しております。

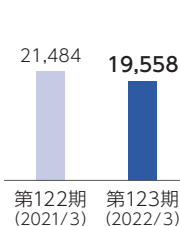
■ 売上高 (百万円)



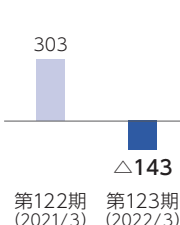
■ 営業利益 (百万円)



■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)

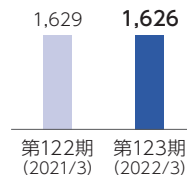


## 情報部門

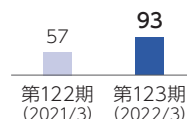
情報サービス業界におきましては、新型コロナウイルス流行の影響を受け、人と人との接触が制限され、テレワークやオンラインでの会議の定着化が急速に進む等、社会のデジタル化への重要性が高まり、クラウドサービスの活用やDXへの取り組みが加速する状況となりました。

このような状況下で、情報部門におきましては、新型コロナウイルス流行の影響により棚卸機器レンタル事業において棚卸の縮小や中止がありました。システム開発請負案件は順調に増加いたしました。この結果、売上高は16億26百万円（前期は16億29百万円）となり、営業利益は外注コストの削減や販売管理費の計上戻入があり93百万円（同63.0%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は17百万円増加しております。

### ■ 売上高 (百万円)



### ■ 営業利益 (百万円)

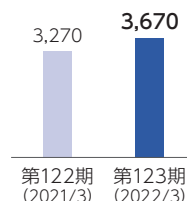


## 不動産部門

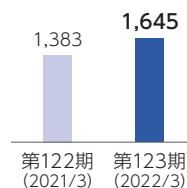
不動産業界におきましては、新型コロナウイルス流行の影響が徐々に和らぐ中で地価の回復傾向が見られ、公示地価は全国全用途平均、地方圏ともに2年ぶりに上昇しました。一方で、都心部の賃貸オフィスビル市場は、在宅勤務の浸透等によるオフィス縮小の動きが継続しており、前年度に引き続き空室率が上昇し賃料も下落傾向となりました。

このような状況下で、不動産部門におきましては、新型コロナウイルス流行の影響等で期首には既存物件の空室率が高まっておりましたが、テナント誘致を積極的に進めビル稼働率は期末に向けて徐々に回復いたしました。また、昨年8月に兜町再開発案件「KABUTO ONE」が稼働し、一昨年12月に稼働した五反野物件も通年で業績に寄与いたしました。この結果、売上高は36億70百万円（前期は32億70百万円）となり、営業利益は16億45百万円（同18.9%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は2億44百万円減少しております。

### ■ 売上高 (百万円)



### ■ 営業利益 (百万円)



## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は85億62百万円であります。その主なものは、食品部門での千葉県印西市の精米工場新設及び外構工事等に伴う建設資金53億89百万円、不動産部門での東京都中央区の賃貸ビル建替え工事に伴う建設資金22億98百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

食品部門での千葉県印西市の精米工場新設の資金として銀行借入（SDGsシンジケートローン）により30億円を調達いたしました。また、不動産部門での東京都中央区の賃貸ビル建替え進捗に伴い銀行借入により17億56百万円を調達いたしました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

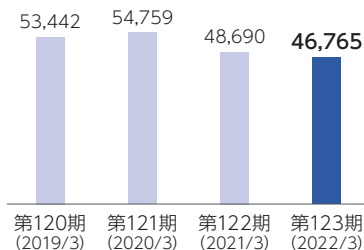
## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

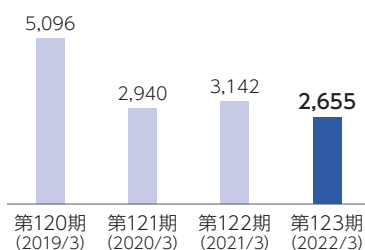
## (8) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                   | 第120期<br>(2019年3月期) | 第121期<br>(2020年3月期) | 第122期<br>(2021年3月期) | 第123期<br>(当連結会計年度<br>(2022年3月期)) |
|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 営業収益 (百万円)            | 53,442              | 54,759              | 48,690              | 46,765                           |
| 経常利益 (百万円)            | 5,096               | 2,940               | 3,142               | 2,655                            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 2,213               | 1,825               | 2,042               | 1,832                            |
| 1株当たり当期純利益 (円)        | 208.36              | 174.68              | 197.86              | 177.53                           |
| 純資産 (百万円)             | 41,060              | 40,943              | 42,923              | 45,558                           |
| 総資産 (百万円)             | 104,491             | 109,675             | 123,279             | 123,425                          |
| 1株当たり純資産 (円)          | 3,564.48            | 3,722.17            | 3,900.13            | 4,127.33                         |

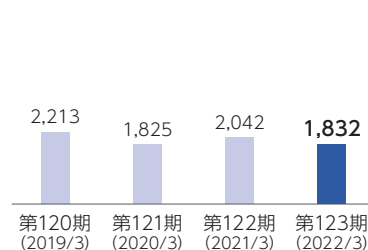
### ■ 営業収益 (百万円)



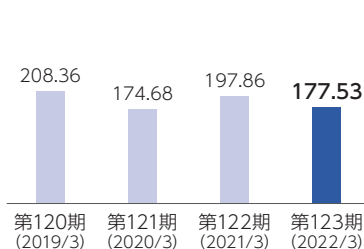
### ■ 経常利益 (百万円)



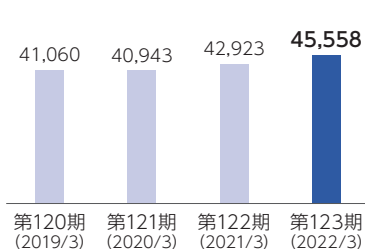
### ■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



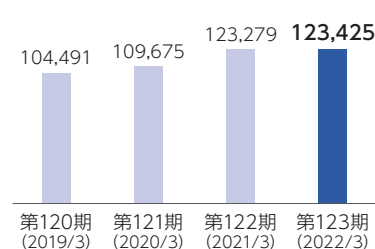
### ■ 1株当たり当期純利益 (円)



### ■ 純資産 (百万円)



### ■ 総資産 (百万円)



## (9) 対処すべき課題

当社グループは、2024年に迎える創業100周年に向け「ヤマタネ2024ビジョン」を掲げ、その達成に向け「ヤマタネ中期経営計画2022プラン」を推進してまいりました。しかしながら、世界的に拡大した新型コロナウイルスの収束が見通せず、不透明な経営環境が続く中で当初想定していた事業環境が大きく変化し、中期経営計画の業績目標を修正すると共に、「ヤマタネ2024ビジョン」についても見直し、新たな長期ビジョン「ヤマタネ2031ビジョン」を策定いたしました。

「ヤマタネ2031ビジョン」においては、当社グループの企業理念である「信は万事の本を為す」に則り、当社グループのパーパス（存在意義）を見つめ直し、9年間で目指すべきビジョンを策定いたしました。そして、当社グループのバリュー（提供する価値）を示すとともに基本戦略を策定いたしました。基本戦略では既存事業を「コア事業領域」とし、新たに進出する領域は「チャレンジ領域」と位置づけ、将来の収益源育成を図ることとし、また、攻めと守りのガバナンス体制により、社会的価値と経済的価値の両立を図ってまいります。

また、「ヤマタネ2031ビジョン」に基づき、第1フェーズとして2022年4月～2025年3月までの中期経営計画「ヤマタネ2025プラン」を策定いたしました。新中期経営計画では、スローガンを「創業100周年に向けて、豊かな社会づくりにチャレンジしていく」とし、方針を定め、財務目標及び部門別目標を策定しております。

「ヤマタネ2031ビジョン」及び新中期経営計画「ヤマタネ2025プラン」の概要は以下に記載のとおりです。

当社グループは、変貌する外部環境の中でサステナビリティ経営の高度化を目指し、新たなビジョン実現に向け、グループ一丸となって取り組んでまいります。

### 「ヤマタネ2031ビジョン」の概要

(1) パーパス（存在意義）

「多様な人財が集い、社会に貢献する力を生み出す」

(2) ビジョン（9年間で目指す姿）

「物流と食の流通を通じ、より豊かな社会づくりにチャレンジしていく」

(3) バリュー（提供する価値）

企業理念に基づく「信義・信頼・信用」のサイクルを原点に、バリューチェーン上の各ステークホルダーとの適切な連携・協働を通じて、社会に安心と安全、効率性を提供する。

(4) 基本戦略

<チャレンジ領域>

コア事業領域の中でも新たに取り組むサービスはチャレンジ領域とし、成長が見込まれる分野への参入を目指し、また持続可能な消費と生産に貢献する「食の安定供給ソリューション」と「循環資源ソリューション」の2つのソリューションを社会に提供することによって、今まで以上に社会から必要とされる企業を目指す。

<コア事業領域>

顧客ニーズに合わせた市場開拓を推進することで、既存の4事業（物流・食品・情報・不動産）を維持・強化し、持続可能な社会の実現に貢献する企業を目指す。

### 「ヤマタネ2025プラン」の概要

(1) スローガン

「創業100周年に向けて、豊かな社会づくりにチャレンジしていく」

(2) 方針

- ①事業活動を「チャレンジ領域」と「コア事業領域」に分け、経営資源を適切に配分し規模を最適化することにより効果的な業務推進を実施する
- ②環境に配慮した事業活動を推進し、社会に安心と安全、効率性を提供する
- ③これまで築いてきた資本（財務、製造、知的、人的、社会関係、自然）を基盤に、長期的な展望に基づいた事業展開を行う



## (3) 財務目標

|         | 目標 (2025.3期) | 2022.3期 | 備考      |
|---------|--------------|---------|---------|
| ①売上高    | 565億円        | 467億円   | (+98億円) |
| ②営業利益   | 32億円         | 30億円    | (+2億円)  |
| ③EBITDA | 66億円         | 53億円    | (+13億円) |
| ④総資産    | 1,184億円      | 1,234億円 | 50億円圧縮  |
| ⑤有利子負債  | 520億円        | 561億円   | 40億円削減  |
| ⑥ROE    | 5%以上         | 4.4%    |         |
| ⑦配当性向   | 35%以上        | 31.0%   |         |

## (4) 部門別目標

## ① チャレンジ領域

| 部 門   | 目 標                                              |
|-------|--------------------------------------------------|
| 物流部門  | ・新たな事業領域への進出のため、食品量販店センター運営等に取り組む                |
| 食品部門  | ・気候変動リスクや消費者ニーズの変化を踏まえ、新たな品種や商品の開発に着手する          |
| 情報部門  | ・棚卸機器レンタルのノウハウが詰まったスマホ用棚卸アプリを提供し、幅広い顧客の棚卸ニーズに応える |
| 不動産部門 | ・倉庫業併営を活かして物流不動産等の仲介ビジネスを強化する                    |
| 管理部門  | ・本社が所在する越中島地区の再開発の方向性をまとめる                       |

## ② コア事業領域

| 部 門   | 目 標                                                                                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 物流部門  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荷主やサプライチェーン上の各プレイヤーと連携・協働し、物流の効率化や高度化を目指す</li> <li>・ 収益力向上のため、新倉庫の開設や既存倉庫のリプレースを行う</li> </ul>                                     |
| 食品部門  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米流通の各段階において品質と安全性を保ち、安心できる商品を消費者に対して安定的に供給する</li> <li>・ 生産・流通コストの低減を追求し、産地との結びつきを強化する</li> </ul>                                  |
| 情報部門  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DXに必要な技術を提供するパートナーとして、幅広い高度なITスキルを有する技術者を育成して顧客に供給する</li> </ul>                                                                   |
| 不動産部門 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有物件の品質（安全性・利便性・快適性・環境性）を高め、不動産価値を向上させる</li> <li>・ 不動産管理をクラウドデータベースによって効率化し、プロパティマネジメント領域のビジネスを拡大する</li> </ul>                    |
| 管理部門  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育・研修などの人的資本への投資を拡充するとともに、専門能力や経験を有する高齢者雇用や女性管理職の登用を推進し、多様な人財基盤を構築する</li> <li>・ 取締役会がリスクと機会の実態を把握・監督できるようにガバナンス体制を強化する</li> </ul> |

2022年度の経営方針及び各部門重点施策は下記のとおりであります。

### 【経営方針】

- イ. 「ヤマタネ 中期経営計画 2025プラン」の推進
- ロ. 各事業を「チャレンジ領域」と「コア事業領域」に分類し、経営資源の配分を最適化
- ハ. グループ一体運営による新たな事業領域の創出
- ニ. 長期的戦略の計画的取組み
- ホ. 業務変革の推進と組織基盤の整備
- ヘ. サステナビリティ経営を通じ、持続可能な社会を実現

### 【各部門重点施策】

#### ①物流部門

- イ. 高品質な物流サービスの提供による顧客満足度の向上と新規取引先の獲得
- ロ. 業務プロセスの改革による効率化と標準化の推進
- ハ. 新たな事業領域におけるサプライチェーンへの対応力向上
- ニ. グループ連携による成長力の強化（加速）
- ホ. 環境に配慮したグリーンロジスティクスの推進
- ヘ. 安全推進活動強化による事故削減（労災事故撲滅）

#### ②食品部門

- イ. 既存顧客の拡大と新規取引先の獲得（営業・仕入）
- ロ. 印西精米センターを活用した新たな取組みの推進
- ハ. 友好産地との取組み強化による持続的な調達
- ニ. 産地との協業事業の拡大と地域農業の維持発展
- ホ. 品質を重視し環境負荷低減に向けた生産管理体制の推進
- ヘ. 産地から消費までの情報を繋げるトレサビリティシステムの構築

#### ③情報部門

- イ. 常駐型ビジネスの拡大による安定収益の確保
- ロ. 棚卸レンタルビジネスの変革
- ハ. グループシステムの見直し推進
- ニ. ヤマタネDXの推進

#### ④不動産部門

- イ. 安定的収益基盤の維持・向上（既存物件の高稼働・品質向上と倉庫併営を活かした仲介事業強化）
- ロ. ポートフォリオの継続的見直し
- ハ. ヤマタネDXの推進による効率経営基盤の構築
- ニ. ESG経営に資する企業体質の強化
- ホ. グループプロパティ（PM）業務の有機的統合と高度化

## 【その他の対処すべき課題】

### ①サステナビリティ経営の取り組みと推進

当社グループでは創業以来、「信は万事の本を為す」に則り、社業を通じて豊かな社会の実現に貢献することを企業理念としております。また、2019年度より、コーポレートメッセージとして“「続く」を支える。”を掲げ、全てのステークホルダーの持続的成長を更に推進していくため、「サステナビリティ方針」を制定しております。

当社グループは、事業活動に伴う社会的責任やSDGs達成へ向けた貢献を意識し、ESG（環境、社会、ガバナンス）に関連する課題に対して2030年に向けた目標を設定しその実現に向け、事業活動を通じたサステナビリティ経営の取り組みを推進してまいります。なお、その概要につきましては当社ホームページの「サステナビリティ」ページにおいて開示しておりますのでご参照ください。

### ②内部統制システムの整備

会社法に対応して「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定し、毎期、内部統制システムの運用状況について検証を行っております。なお、その概要につきましては当社ホームページにおいて「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」として開示しておりますのでご参照ください。今後も内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

### ③コーポレートガバナンス・コードへの対応

コーポレートガバナンス・コードに対応して「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。本コードに掲げられた各原則の実施状況について検証を行い、「コーポレートガバナンス報告書」にて開示しております。今後もコーポレートガバナンスの整備に努めてまいります。

人々の価値観や社会の風潮が大きく変わりつつある環境において、2024年に迎える創業100周年、さらには次の100年を見据え、“「続く」を支える。” 企業として常に皆様とともに成長し続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### 重要な子会社の状況

| 会社名                  | 資本金       | 議決権比率      | 主要な事業内容        |
|----------------------|-----------|------------|----------------|
| 株式会社ヤマタネロジスティクス      | 百万円<br>10 | %<br>100.0 | 主に当社の貨物運送業務受託  |
| 株式会社ヤマタネロジワークス       | 26        | ※ 100.0    | 主に当社の保管・荷役業務受託 |
| 山種商事株式会社             | 10        | 100.0      | 当社の精米加工業務受託    |
| 株式会社ヤマタネシステムソリューションズ | 150       | 100.0      | 情報処理サービス業      |
| 山種不動産株式会社            | 400       | 69.5       | 不動産業           |

(注) ※印は間接所有の議決権を含んでおります。

当社の連結対象会社は、上記記載の5社であります。

上記の重要な子会社5社を含む連結営業収益は46,765百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,832百万円であります。

## (11) 主要な事業内容

| 事業      | 事業内容                        |
|---------|-----------------------------|
| 物流関連事業  | 倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業           |
| 食品関連事業  | 主要食糧卸売販売業                   |
| 情報関連事業  | 情報機器のソフトウェア開発・販売及び情報処理サービス業 |
| 不動産関連事業 | 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理            |

## (12) 主要な事業所

| 事業          |         | 会社名及び所在地                       |          |
|-------------|---------|--------------------------------|----------|
| 当<br>社      | 本店      | 東京都（江東区）                       |          |
|             | 物流関連事業  | 物流本部 関東支店（東京都江東区）、関西支店（兵庫県神戸市） |          |
|             | 食品関連事業  | 食品本部（東京都江東区）                   |          |
|             | 不動産関連事業 | 不動産事業部（東京都江東区）                 |          |
| 子<br>会<br>社 | 物流関連事業  | 株式会社ヤマタネロジスティクス                | 東京都（江東区） |
|             | 物流関連事業  | 株式会社ヤマタネロジワークス                 | 東京都（江東区） |
|             | 食品関連事業  | 山種商事株式会社                       | 東京都（江東区） |
|             | 情報関連事業  | 株式会社ヤマタネシステムソリューションズ           | 東京都（江東区） |
|             | 不動産関連事業 | 山種不動産株式会社                      | 東京都（中央区） |

## (13) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分    | 従業員数 | 前期末比増・減（△） |
|---------|------|------------|
| 物流関連事業  | 560名 | △11名       |
| 食品関連事業  | 78   | △4         |
| 情報関連事業  | 135  | △5         |
| 不動産関連事業 | 22   | 1          |
| 全社（共通）  | 31   | 2          |
| 合計      | 826  | △17        |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増・減 | 平均年齢   | 平均勤続年数  |
|------|---------|--------|---------|
| 324名 | 4名減     | 40歳3ヶ月 | 14年10ヶ月 |

- (注) 従業員数は就業人員であります。

#### (14) 主要な借入先及び借入額

| 借入先            | 借入額    |
|----------------|--------|
| 株式会社三井住友銀行     | 13,338 |
| 株式会社三菱UFJ銀行    | 4,589  |
| 株式会社三十三銀行      | 4,209  |
| 農林中央金庫         | 4,100  |
| 株式会社横浜銀行       | 2,420  |
| 三井住友信託銀行株式会社   | 1,000  |
| 株式会社あおぞら銀行     | 1,000  |
| 株式会社みなと銀行      | 600    |
| 株式会社きらぼし銀行     | 470    |
| 株式会社商工組合中央金庫   | 140    |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 60     |

百万円

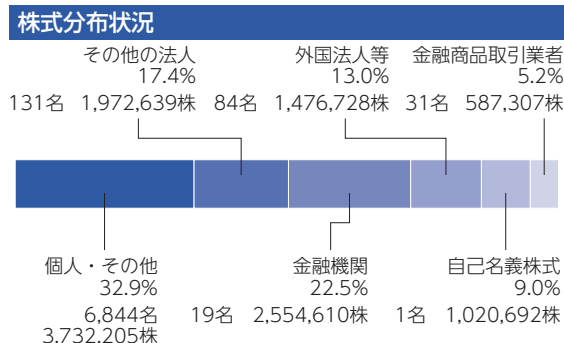
(注) 株式会社三重銀行は、2021年5月1日付で株式会社第三銀行と合併し、株式会社三十三銀行となっております。

#### (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株  
 (2) 発行済株式総数（自己株式を含む） 11,344,181株  
 (3) 株主数 7,110名



### (4) 大株主の状況（上位10名）

| 株主名                                                                                                               | 持株数     | 持株比率  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                                                                           | 1,116千株 | 10.8% |
| THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841 | 888     | 8.6   |
| 株式会社三井住友銀行                                                                                                        | 514     | 5.0   |
| 山崎元裕                                                                                                              | 466     | 4.5   |
| SMBC日興証券株式会社                                                                                                      | 361     | 3.5   |
| ヤマタネ従業員持株会                                                                                                        | 311     | 3.0   |
| 東京海上日動火災保険株式会社                                                                                                    | 311     | 3.0   |
| 清水建設株式会社                                                                                                          | 300     | 2.9   |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                                                                                | 267     | 2.6   |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO                                                                                | 206     | 2.0   |

- (注) 1. 当社は自己株式1,020,692株を保有しております。なお、持株比率は当該自己株式を発行済株式総数から控除して算出してあります。  
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 持株比率は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

| 氏名   | 地位                | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                            |
|------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山崎元裕 | 取締役社長<br>(代表取締役)  | 執行役員                                                                                                    |
| 角田達也 | 取締役副社長<br>(代表取締役) | 管理・不動産・情報担当<br>執行役員                                                                                     |
| 鈴木康道 | 取締役副社長<br>(代表取締役) | 物流・食品担当<br>執行役員                                                                                         |
| 岡伸浩  | 取締役               | 弁護士(岡綜合法律事務所代表)<br>慶應義塾大学大学院法務研究科教授<br>中央大学大学院戦略経営研究科兼任講師<br>花王株式会社 社外監査役<br>花王グループカスタマーマーケティング株式会社 監査役 |
| 仁瓶眞平 | 取締役               | 株式会社エンチャー 社外取締役                                                                                         |
| 松本裕之 | 取締役               |                                                                                                         |
| 土屋修  | 常勤監査役             |                                                                                                         |
| 馬場敏行 | 常勤監査役             |                                                                                                         |
| 内藤潤  | 監査役               | 弁護士(長島・大野・常松法律事務所シニア・カウンセル)<br>応用地質株式会社 社外監査役                                                           |
| 太田律子 | 監査役               | 税理士(太田律子税理士事務所)<br>ヨネックス株式会社 社外監査役                                                                      |

- (注) 1. 取締役の岡伸浩氏及び仁瓶眞平氏並びに松本裕之氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の内藤潤氏及び太田律子氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役土屋修氏は、当社経理部長として経理業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役内藤潤氏は、弁護士の資格を有しており、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役太田律子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## 6. 当事業年度中の役員の異動

### 退任

2021年6月23日開催の第122回定時株主総会終結のときをもって、曾我部誠氏、平田実氏、長谷川哲彦氏、長谷川洋氏、溝口健二氏が任期満了により取締役を退任いたしました。また、2022年3月31日付で馬場敏行氏が常勤監査役を辞任により退任いたしました。

## 7. 当事業年度中に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

| 氏名    | 変更前                              | 変更後                            | 異動年月日      |
|-------|----------------------------------|--------------------------------|------------|
| 山崎 元裕 | 代表取締役社長                          | 代表取締役社長（兼執行役員）                 | 2021年6月23日 |
| 角田 達也 | 代表取締役副社長 管理本部長<br>不動産事業部・文化事業部担当 | 代表取締役副社長（兼執行役員）<br>管理・不動産・情報担当 | 2021年6月23日 |
| 鈴木 康道 | 代表取締役副社長<br>物流本部・食品本部担当          | 代表取締役副社長（兼執行役員）<br>物流・食品担当     | 2021年6月23日 |

## 8. 社外取締役岡伸浩氏、仁瓶真平氏及び松本裕之氏並びに社外監査役太田律子氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、当社及び一部を除く連結子会社の取締役・監査役・執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### イ. 役員報酬の基本的な考え方

当社の役員報酬については、持続的な企業価値向上をめざす当社社員の役割及び職責に相応しい報酬とすること、指名・報酬諮問委員会による審議を経ることにより客観性及び独立性を確保することを基本的な考え方としております。

##### ロ. 報酬の決定方法

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会決議により報酬総額を決定しております。また、「役員規程」において役員報酬については、「役員報酬規程」により定めることとしております。各取締役の報酬額は、代表取締役社長が当社の定める「役員報酬規程」に基づき報酬案を作成し、指名・報酬諮問委員会においてその報酬案について審議し取締役会へ答申した後、取締役会で決定しております。各監査役の報酬額は、「役員報酬規程」に定める標準報酬に基づき監査役の協議によって決定しております。

#### ハ. 報酬の体系

- a. 取締役（社外取締役を除く）の報酬については、「役員報酬規程」において、定額である標準報酬部分と業績連動報酬部分、定性評価報酬部分、さらに、金銭報酬の中から一定の額を役員持株会を通じて自社株式購入に充当する部分の4区分としております。また、標準報酬額は役員の役位ごとに決定しております。業績連動報酬は標準報酬額の10%を限度とし、各担当の業績に応じて加算減算しております。会長、社長、副社長及び管理部門役員は連結経常利益をベースに、営業部門役員は担当部門の営業利益をベースに前年度業績と比較し一定割合を業績と連動して決定しております。定性評価報酬は標準報酬額の5%を限度とし、各担当の定性評価に応じて加算減算しております。また、役員持株会を通じた自社株式購入部分は、標準報酬額の7%程度とし、企業価値向上により株価向上をめざすインセンティブとしております。
- b. 社外取締役の報酬については、「役員報酬規程」に定める標準報酬に基づき、会社への貢献度等を総合的に勘案し決定しております。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給しておりません。また、役員持株会を通じて自社株式を購入することはできません。
- c. 監査役の報酬については、「役員報酬規程」において定める標準報酬に基づき、監査役の協議により決定しております。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給しておりません。また、役員持株会を通じて自社株式を購入することはできません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1989年6月26日開催の第90回定時株主総会において月額32百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は19名です。

監査役の金銭報酬の額は、1993年6月29日開催の第94回定時株主総会において月額5百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分      | 報酬の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |        | 対象となる役員<br>の員数 (人) |
|-----------|----------------|------------------|--------|--------------------|
|           |                | 標準報酬             | 業績連動報酬 |                    |
| 取締役       | 133            | 135              | △1     | 11                 |
| (うち社外取締役) | (21)           | (21)             | (—)    | (3)                |
| 監査役       | 38             | 38               | —      | 4                  |
| (うち社外監査役) | (8)            | (8)              | (—)    | (2)                |

(注) 上記のほか使用人兼務取締役の使用人給与相当額4百万円を支給しております。

#### (4) 社外取締役及び社外監査役との関係

① 社外取締役に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

岡取締役が社外監査役を兼務する花王株式会社及び監査役を兼務する花王グループカスタマーマーケティング株式会社と当社間に特別な関係はありません。仁瓶取締役が社外取締役を兼務する株式会社エンチャーと当社間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

岡取締役、仁瓶取締役及び松本取締役は当事業年度開催された取締役会14回全てに出席し、経験豊富な弁護士及び経営者の観点から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

## ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第25条の規定に基づき、各社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

### ② 社外監査役に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

内藤監査役が社外監査役を兼務する応用地質株式会社と当社間に特別な関係はありません。太田監査役が社外監査役を兼務するヨネックス株式会社と当社間に特別な関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

内藤監査役及び太田監査役は当事業年度開催された取締役会14回全てに出席し、専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

内藤監査役及び太田監査役は当事業年度開催された監査役会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

また、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。

## ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第35条の規定に基づき、各社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                            |       |
|--------------------------------------------|-------|
| ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                   | 35百万円 |
| ② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 41百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の各報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。また、そのほか会計監査人の適格性及び独立性等職務の遂行に関する事項等について支障があると判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、従来から中長期的な視点に立って事業収益の拡大と財務体質の強化を図りながら、株主の皆様への安定配当の継続を基本方針としております。また、内部留保資金は設備投資及び財務体質強化のための借入金返済資金に充当することとしております。

〔当期及び次期の剰余金の配当について〕

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。また、2024年の創業100周年に向けて、安定配当の基本方針を維持しながら株主の皆様への利益還元を強化するため、段階的に増配していく「累進配当」を行うこととしております。

このような方針のもと、2022年5月23日取締役会決議により、当事業年度末日（2022年3月31日）を基準日とする年間配当金を前事業年度の1株当たり52円00銭から3円00銭増配し55円00銭とさせていただきます。なお、2021年12月1日に中間配当として1株当たり25円を実施しており、期末配当30円については支払開始日（効力発生日）を2022年6月6日（月曜日）からとさせていただきます。

次期の配当金につきましては、上記方針のもと中間配当金1株当たり25円00銭、期末配当金1株当たり31円00銭の年間配当金1株当たり56円00銭を予定しております。

今後につきましては、「ヤマタネ2031ビジョン」の実現に向け社会的価値と経済的価値の両立を図りながら、一層収益力を向上していくとともに財務体質を強化してまいります。

~~~~~  
本事業報告では、金額については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円未満切捨)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	20,025	流動負債	17,339
現金及び預金	7,459	営業未払金	2,506
受取手形、売掛金及び契約資産	6,225	短期借入金	5,141
リース投資資産	3,349	一年以内に返済予定の長期借入金	5,264
棚卸資産	1,568	一年以内に償還予定の社債	901
その他	1,425	未払法人税等	484
貸倒引当金	△2	その他	3,041
固定資産	103,239	固定負債	60,527
有形固定資産	86,660	社債	23,331
建物及び構築物	27,401	長期借入金	21,522
土地	50,433	再評価に係る繰延税金負債	4,823
建設仮勘定	27	繰延税金負債	1,396
その他	8,797	環境対策引当金	2
無形固定資産	982	退職給付に係る負債	1,622
投資その他の資産	15,596	資産除去債務	2,334
投資有価証券	14,229	その他	5,494
繰延税金資産	13	負債合計	77,867
その他	1,389	純資産の部	
貸倒引当金	△36	株主資本	34,448
繰延資産	160	資本金	10,555
社債発行費	160	資本剰余金	3,747
		利益剰余金	22,379
		自己株式	△2,234
		その他の包括利益累計額	8,159
		その他有価証券評価差額金	5,304
		土地再評価差額金	2,872
		退職給付に係る調整累計額	△17
		非支配株主持分	2,950
		純資産合計	45,558
資産合計	123,425	負債及び純資産合計	123,425

連結損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

科 目	金 額
I. 営業収益	46,765
II. 営業原価	40,727
営業総利益	6,037
III. 販売費及び一般管理費	3,034
営業利益	3,002
IV. 営業外収益	359
受取利息	1
受取配当金	346
その他	11
V. 営業外費用	706
支払利息	574
シンジケートローン手数料	58
社債発行費償却	67
その他	6
経常利益	2,655
VI. 特別利益	240
投資有価証券売却益	233
その他	7
VII. 特別損失	39
固定資産除却損	39
税金等調整前当期純利益	2,856
法人税、住民税及び事業税	1,004
法人税等調整額	△184
当期純利益	2,036
非支配株主に帰属する当期純利益	203
親会社株主に帰属する当期純利益	1,832

連結株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	10,555	3,747	21,341	△2,233	33,411
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△794		△794
親会社株主に帰属する当期純利益			1,832		1,832
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計			1,037	△0	1,037
2022年3月31日残高	10,555	3,747	22,379	△2,234	34,448

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に 係る調整 累 計 額	その他の 包括利益 累計額合計		
2021年4月1日残高	4,003	2,872	△24	6,852	2,659	42,923
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△794
親会社株主に帰属する当期純利益						1,832
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	1,300		6	1,306	290	1,597
連結会計年度中の変動額合計	1,300		6	1,306	290	2,634
2022年3月31日残高	5,304	2,872	△17	8,159	2,950	45,558

計算書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円未満切捨)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,609	流動負債	13,900
現金及び預金	3,932	営業未払金	2,618
受取手形	418	短期借入金	5,100
営業未収金	4,920	一年以内に返済予定の長期借入金	3,590
商品及び製品	226	一年以内に償還予定の社債	654
仕掛品	100	リース債務	86
原材料及び貯蔵品	1,238	未払金	1,112
前払費用	251	未払費用	255
短期貸付金	690	未払法人税等	178
その他	888	前受金	214
貸倒引当金	△58	その他	89
固定資産	74,420	固定負債	35,794
有形固定資産	52,916	社債	20,899
建物	14,172	長期借入金	7,360
構築物	1,209	リース債務	256
機械装置	2,639	再評価に係る繰延税金負債	1,134
車両運搬具	82	繰延税金負債	772
器具備品	4,926	退職給付引当金	967
土地	29,494	環境対策引当金	2
リース資産	373	受入保証金	1,272
建設仮勘定	19	資産除去債務	2,054
無形固定資産	899	その他	1,075
借地権	812	負債合計	49,695
その他	87	純資産の部	
投資その他の資産	20,604	株主資本	31,664
投資有価証券	7,901	資本金	10,555
関係会社株式	4,224	資本剰余金	3,775
長期貸付金	6,962	資本準備金	3,775
その他	1,804	利益剰余金	18,426
貸倒引当金	△290	利益準備金	2,041
繰延資産	116	その他利益剰余金	16,384
社債発行費	116	別途積立金	1,000
		繰越利益剰余金	15,384
		自己株式	△1,092
		評価・換算差額等	5,786
		その他有価証券評価差額金	3,736
		土地再評価差額金	2,049
		純資産合計	37,450
資産合計	87,146	負債及び純資産合計	87,146

損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

科 目	金 額
I. 営業収益	41,183
物流部門収益	20,746
食品部門収益	19,559
その他事業部門収益	877
II. 営業原価	37,146
荷役作業費	10,273
賃借料	2,616
人件費	1,602
租税公課	333
減価償却費	1,081
商品原価	18,024
その他	3,214
営業総利益	4,037
III. 販売費及び一般管理費	2,831
営業利益	1,206
IV. 営業外収益	389
受取利息	25
受取配当金	345
その他	18
V. 営業外費用	385
支払利息	274
その他	110
経常利益	1,210
VI. 特別利益	234
投資有価証券売却益	233
その他	0
VII. 特別損失	38
固定資産除却損	38
税引前当期純利益	1,405
法人税、住民税及び事業税	464
法人税等調整額	△128
当期純利益	1,069

株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

	株 主 資 本							株主資本合計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2021年4月1日残高	10,555	3,775	2,041	1,000	15,109	18,151	△1,092	31,390
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△794	△794		△794
当期純利益					1,069	1,069		1,069
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計					274	274	△0	274
2022年3月31日残高	10,555	3,775	2,041	1,000	15,384	18,426	△1,092	31,664

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日残高	2,918	2,049	4,968	36,358
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△794
当期純利益				1,069
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	817		817	817
事業年度中の変動額合計	817		817	1,091
2022年3月31日残高	3,736	2,049	5,786	37,450

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 ヤマタネ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井澤 依子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマタネの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマタネ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 ヤマタネ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 亮一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井澤 依子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマタネの2021年4月1日から2022年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社ヤマタネ 監査役会

常勤監査役	土 屋	修	㊟
社外監査役	内 藤	潤	㊟
社外監査役	太 田	律 子	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE 4階 HALL&CONFERENCE
電話 (03) 6231-0567



<交通のご案内>

- 地下鉄 東京メトロ東西線・日比谷線
「茅場町」駅 出口11すぐ
- 東京メトロ銀座線・東西線、都営浅草線
「日本橋」駅 D2出口 徒歩2分
- 東京メトロ丸ノ内線
「東京」駅 八重洲北口 徒歩12分
- JR線 JR線
「東京」駅 八重洲北口 徒歩12分

※ 1F入口よりお入りいただき、4F会場へお越しください。
※ 会場には駐車場のご用意がございませんので、ご了承ください。

